

(2) 避難退域時における検査及び簡易除染の具体化について

「原子力災害対策指針」(原子力規制委員会策定)の改正を踏まえ、用語等の修正を行うとともに、検査方法や簡易除染の方法について、県地域防災計画(原子力災害編)に反映させる。

ア 用語の修正

改正前	改正後
スクリーニング、 体表面汚染スクリーニング	避難退域時検査 (国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査)
	簡易除染 (着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等)

指針に定める基準値=40,000cpm(β線)
(車両用ゲート型モニタやGMサーベイメータにより検査対象の表面を測定)

イ 検査方法を具体的に規定

住民の検査	車両の検査
	①乗員の検査の代用として、車両を検査
(車両が基準値を超える場合)	
②乗員の代表者1名に対し検査を実施	
(代表者が基準値を超える場合)	(基準値以下の場合)
③乗員の全員に対し検査を実施	避難所へ



①車両の検査
(車両用ゲート型モニタ等による測定)



②乗員の代表者の検査
(GMサーベイメータによる測定)



③乗員全員の検査
(GMサーベイメータによる測定)

ウ 簡易除染の方法を具体的に規定

住民の簡易除染	車両の簡易除染
(検査の結果、基準値を超える場合)	(検査の結果、基準値を超える場合)
①検査場所で住民の簡易除染を実施	①検査場所で車両の簡易除染を実施
(簡易除染後も基準値を超える場合)	(簡易除染後も基準値を超える場合)
②除染が行える機関で除染を実施	②検査場所で一時保管等を実施
(内部被ばくが疑われる場合)	(基準値以下となった場合)
③指定された拠点病院へ搬送	避難所へ (住民はバス等で)



車両の簡易除染
(拭き取り)



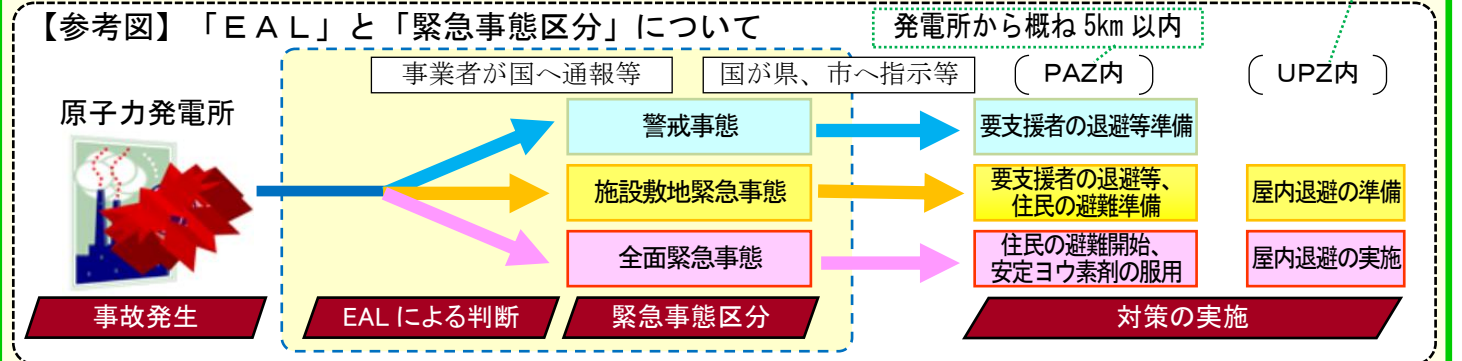
住民の簡易除染
(拭き取り)



住民の簡易除染
(シャワー)

(3) 緊急時活動レベル(EAL)の見直しについて

「原子力災害対策指針」(原子力規制委員会策定)の改正を踏まえ、北陸電力株が「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を改定され、県地域防災計画(原子力災害編)に反映させる。



志賀原子力発電所等が該当 → 新規基準に適合していない原子炉は再稼働しておらず、使用済燃料は使用済み燃料貯蔵プールにおいて長期間冷却されている状況を踏まえ、「新規基準に適合していない場合」の区分が新設された。

(主なEALの比較表)

区分	例	(1) 共通	(2) 新規基準に適合している場合	(3) 新規基準に適合していない場合
警戒事態	大地震 震度6弱以上	変更前 石川県で震度6弱以上の地震発生 変更後 志賀町で震度6弱以上の地震発生	(変更なし) 原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置が実施不可	(追加) 使用済燃料貯蔵プールの水位維持不可、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定不可
施設敷地緊急事態	全交流電源喪失	【EAL発動の最適化】 旧)機能すべき設備の作動 新) " 作動失敗	変更前 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えい 変更後 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えい + 高圧又は低圧いずれかの非常用炉心冷却装置等による注水不可	(追加) 使用済燃料貯蔵プールの水位が 使用済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下
全面緊急事態	冷却機能喪失	【新規基準への適合】 新規基準に定める重大事故防止のための設備を対象に加える。 非常用炉心冷却装置については、これらと同等の機能を有する設備を対象に追加	変更前 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えい + 全ての非常用炉心冷却装置による注水不可 変更後 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えい + 全ての非常用炉心冷却装置等による注水不可	(追加) 使用済燃料貯蔵プールの水位が 使用済燃料集合体の頂部の水位まで低下

